

# ふるさと小野町会 ふれあい通信

西牧秀雄  
(上羽出庭出身・東京都支部)

私は、昭和49年に高校を卒業してすぐ、東京の芝郵便局に配属になりました。右も左も分からぬ私が務まるか心配でしたが、勤続35年になります。

か川にまし  
たは星が私  
たるこの川は  
ころの天の川  
たが、これが  
ぱい空をりて  
田舎伝い手  
樂しいやうの  
思ふ私です。

また、釜立てご飯を炊くのはなかなか難しく、美味しく炊けたときは最高でした。遊びの一番の楽しみは、魚釣りでした。  
よく鮓・鮒などを釣っていました。一度だけ親父と夏井に行きましたが、釣れなかつた思い出があります。私が東京に来て一番驚いたのは星の数です。田舎にいるころは、北極星・北斗七星・天の川などきれいに見えましたが、東京ではなかなか見ることができません。田舎に帰り空を見上げると、星がいっぱいいてとても癒されます。

田舎での18年間は、仕事の手伝いで辛かつたこと、遊びで楽しかったことなどたくさん思い出があります。

やっぱり田舎は最高です！ 私にとって一番癒される場所です。

世帯主の各々の前年の所得に応じて4段階の基準額により保険料の納付が免除されるものです。学生の方は申請することはできません。

▽**全額免除**

保険料の全額が免除になります。

▽**一部免除(一部納付)**

保険料の4分の3、2分の1、4分の1を納付し、残りの保険料が免除になります。

保険料の一部免除を受け、残りの保険料を納付しなかった場合、その期間の一部免除が無効になります。

#### 一部納付(免除)制度の所得基準のめやす

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1／4納付	1／2納付	3／4納付
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 (夫婦、 子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

問  
い  
合  
わ  
せ

郡山社会保険事務  
024-932-  
町民生活課  
721-6933

免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので早めの追納をお勧めします。免除などの申請は、町民生活課で行ってください。

追納制度とは、将来受け取る年金額が少なくならないように保険料の免除や猶予の承認を受けた期間10年以内であれば後から保険料を納付することができ  
る制度です。

学生の方には、本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この猶予制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格期間には算入されます。

30歳未満の方には、世帯主の所得の多少にかかわらず本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

保険料を免除する制度があります

國民年金コト一ナリ